

感染症の予防およびまん延防止のための 指針

社会医療法人誠光会

淡海ふれあい病院 在宅療養支援センター

淡海ふれあい病院訪問看護ステーション

1. 基本方針

淡海ふれあい病院訪問看護ステーション（以下「事業所」とする）は、利用者および従業者等（以下「利用者等」とする）の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。そのために事業所は、感染症の原因の予防及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるよう本指針を定めるものである。

【感染対策の基本原則】

感染対策とは、感染の防止に留意し、感染症発生の際には、拡大防止のためその原因を速やかに特定し、制圧、収束を図ることである。

このため、職員および利用者等への感染症の伝播リスクを最小化する視点に立ち、標準予防策（スタンダードプリコーション）に基づいた医療行為を実践する。併せて感染経路別予防策を実施する。

2. 注意すべき主な感染症

事業所があらかじめ対応策を検討しておくべき主な感染症は以下の通り

1) 利用者および従業者にも感染がおり、媒介者となりうる感染症

集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症など）、疥癬、結核等

2) 感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症

メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（MRSA 感染症）、ESBL 産生菌、緑膿菌感染症等

3) 血液、体液を介して感染する感染症

肝炎（B型肝炎、C型肝炎）等

4) その他

新型ウイルスやその他の感染症

3. 平常時の対応

1) 事業所内の衛生環境

- ・ 感染症の予防及び蔓延防止のため事業所内の衛生保持に努める。
- ・ 常に整理整頓と心がけ、換気、清掃、消毒を定期的の実施し、清潔の保持に努める。

2) 利用者の健康管理

- ・ 既往歴やワクチン接種状況を把握する。
- ・ 日常生活を観察し、体調の把握に努める
- ・ 体調、様子などを共有する方法を確認する
- ・ 利用者や利用者家族に感染予防対策について教育、指導する
- ・ 利用者や利用者家族の感染予防対策実施状況を把握して、不足している内容を支援する

3) 職員の健康管理

- ・ 感染症の既往やワクチン接種状況を確認する
- ・ 体調把握に努め、体調不良時は管理者に報告する

- ・感染予防対策等の知識を評価し、不足している内容を教育、指導する
- ・業務中に感染した場合は、速やかに管理者は報告する
- ・定期健康診断の受診

4) 感染予防と対策

- ・職員の標準的な感染対策として、検温、手洗い、手指消毒、うがい、勤務中のマスク着用を行う
- ・血液、体液、排泄物等を扱う場面では細心の注意を払い、直接手指に触れないように使い捨て手袋を使用する
- ・利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察する。異常症状を発見した場合は、家族や主治医などに連絡する
- ・必要物品を確保し、適切な方法で管理する
- ・必要時、感染対策の専門家と連携する

4. 感染症発生時の具体的対応

感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないように、利用者等の保護および安全の確保などを最優先とし、迅速に次につなげる措置を講じる。

1) 発生状況の把握

- ・感染症及び感染疑いの者の状況を把握し、情報を共有する
- ・感染者及び感染疑いの者の感染原因や感染ルート、行動の把握等必要な情報収集を行う

2) 感染拡大の防止

- ・感染者及び感染疑い者の対処方法を確認し、周知、指導する
- ・感染者及び感染疑い者の支援方法を検討する
- ・感染状況を本人へ説明し、感染対策（マスク着用、手指消毒、行動制限等）の協力を依頼する
- ・感染者及び感染疑い者と接触した関係者（職員、家族など）の体調を確認する
- ・ウイルスや細菌に効果的な消毒薬を選定し、消毒を行う

3) 医療機関との連携

- ・感染者および感染疑いの状況を報告し、対処方法を確認する
- ・医療機関からの指示内容を在宅療養支援センター・事業所内で共有する

4) 保健所との連携

- ・疾病の種類、状況により報告を検討する
- ・感染者及び感染疑いの者の状況を報告し、指示を確認する
- ・保健所からの指示内容を職員全員で共有する

5) 行政関係機関との連携

- ・報告の必要性について検討する
- ・感染者及び感染疑いの者の状況を報告し、指示を確認する

※ 事業所内での感染症が発生した場合、上記内容を遵守しながら、スタッフの出勤人数が 50% を下回る場合は業務継続計画（BCP）に移行し対策を実施することとする。

5. 感染症対策委員会の設置

事務所内で感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族等への適切な対応を行うため、感染症対策委員会（以下「委員会」とする）を設置する。

1) 感染症対策委員会の構成と役割

- ① センター長（委員長）
- ② 院内感染管理担当者（病院との兼務）
- ③ 医療職員
- ④ 事務担当者
- ⑤ その他、必要時に応じ委員長が指名した者

役割	責任者
在宅療養支援センター全体の管理	センター長
感染症対策委員会実施のための各所への連絡と調整	事務長 事務担当者
医療・治療面の専門的知識の提供	医療職員（医師） 院内感染管理担当者
感染対策担当者 医療の提供と感染対策の立案・指導 利用者とスタッフの健康状態の把握	医療職員（訪問看護師）
支援現場における感染対策の実施状況の把握	各部署の管理担当者

2) 委員会の開催に当たっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体を一体的に行う場合がある。

3) 委員会は、定期的（6 か月に 1 回以上）かつ必要な場合に担当者が招集する。

委員会の議題は、担当者が決める。具体的には次にあげる内容について協議するものとする。

- ① 事業所内感染対策の立案
- ② 指針・マニュアルなどの整備・更新
- ③ 利用者及び従業員の健康状態の把握
- ④ 感染症発生時の措置（対応・報告）
- ⑤ 研修・教育計画の策定及び実施
- ⑥ 感染症対策実施状況の把握及び評価

5. 従業者に対する研修の実施

事業所は勤務する従業者に対し、感染症対策の基礎的内容等の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延防止のための研修」及び「訓練（シミュレーション）」を次の通り実施する。

1) 新規採用時に対する研修

新規採用時に、感染対策の基礎に関する研修を行う

2) 定期的研修

感染対策に関する定期的な研修を年 2 回以上実施する

3) 訓練（シミュレーション）

事業所内で感染が発生した場合に備えた訓練を年1回以上実施する

6. 指針の閲覧

「感染症の予防及びまん延防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。またホームページ等に公開し、利用者および家族がいつでも閲覧できるようにする。

7. その他感染の予防及びまん延防止に必要な事柄

感染症の予防及びまん延防止のための事業所内研修の他、事業所外で実施する研修にも参加し、適切で確実な感染対策を実施して感染予防及びまん延防止に努める。

附則

この指針は、令和7年4月1日より施行する